

横須賀市営住宅（あき家）入居者募集のしおり [令和7年(2025年)5月募集]

目 次

	ページ
* 申し込みにあたっての注意	1
* 申込書の記入のしかたについて	2~5
* 申込資格について	6~9
* 優遇扱いについて	10~11
* 収入基準	12~13
* 月収額の算出方法	14~23
* 申し込みから入居まで	24~25
* 入居が決まつたら	26~27
* 募集住宅位置図	28~29
* 募集する住宅について	30
* 「子育てに適する市営住宅」について	31
* 募集住宅一覧表	32~47
* 申し込み前にもう一度確認してください	48
* 申し込み相談コーナーの開設について	49

- 申し込みは郵送のみの受付です。（令和7年6月2日消印まで有効）
郵送以外での申し込み（持参、メール便等）は一切受付できません。
- 必ず**110円切手2枚**を同封してください。
(抽選番号、抽選結果を通知するために必要となります。)
- 申し込み時に**収入証明書類等**はいりません。
(当選された方には後日資格審査に必要な書類をお知らせします。)



申し込みにあたっての注意

* 必ずお読みください *

- 1 申込書は、**1世帯につき1通**しか提出できません。
申込者1名につき2通以上の申し込みがあった場合、それらはすべて失格となります（他の申込者の家族になっている場合も失格となります。）。
- 2 申込書の家族欄に名前が書かれていない方は入居できません。
申込後の家族の増減は、出生・死亡以外は認められません。
申込者本人が死亡等により申込資格がなくなった場合は、失格となります。
【注意】申込本人が住宅の名義人となります。2人以上で申し込む場合はご注意ください。
- 3 単身で申し込む方及び優遇扱いや裁量階層に該当する方は、
申込書の該当欄に○印をつけてください。（7~13ページ参照）
- 4 申込書、その他の提出書類の内容に虚偽があることが判明した場合は、
当選しても**失格**となります。
- 5 申込資格に関する基準日は、**令和7年6月1日**現在です。
- 6 婚約中等で申し込みをする方は、**当選後の「資格審査」**までに結婚等をすること
が条件となります。（24ページ参照）
- 7 持ち家のある方は申し込みできません。同居しようとする親族に持ち家がある場合
も同様です。ただし、持ち家を処分予定の方はご相談ください。（9ページ⑪参照）
- 8 基準日までに申込本人及び同居しようとする親族が市税（軽自動車税・市民税
等及びその延滞金を含む。）の滞納を解消していない場合は、失格となります。
また、過去に市営住宅に入居していた方が、その家賃等を滞納している場合も
失格となります。（8ページ⑧参照）
- 9 申込者及び入居する家族が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する
法律」第2条第6号に規定する、暴力団員である場合は申し込みできません。
- 10 公営住宅等に申し込み方は月収額が**158,000円**（裁量階層*に該当する方は
214,000円）を超えると申し込みできません。
改良住宅等に申し込み方は月収額が**114,000円**（裁量階層*に該当する方は
139,000円）を超えると申し込みできません。
月収額は計算した結果です（計算方法は、14~22ページ参照）。

*裁量階層とは、特定年齢世帯や心身障害者世帯等の13ページ記載の区分の
世帯が対象となります。